

各位

技術監理局 契約制度課

建設工事における社会保険未加入対策について

建設工事における社会保険未加入対策について、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、下記のとおり改正します。

記

1. 改正内容

(1) 対象工事の拡大

【改正前】
下請代金総額 3,000 万円以上
(建築一式工事 4,500 万円以上)
の工事の一次下請業者



【改正後】
下請契約のあるすべての工事の
一次下請業者

(2) 未加入業者を確認した場合の対応

一次下請業者の社会保険未加入業者について、受注者からの指導後、一定期間内に加入の確認ができない場合

【改正前】
一次下請業者の
建設業許可行政庁への通報



【改正後】
1. 一次下請業者の
建設業許可行政庁への通報
2. 『契約違反』として、
受注者に対し、指名停止措置

2. 工事請負契約約款の改正

対策の改正に伴い、工事請負契約約款に『受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務』の条項を追加します。

※ 約款改正に伴い、一般競争入札公告及び指名通知書への記載を取り止めます。

3. 実施時期

平成31年4月1日以降に契約を締結する案件から適用します。

【問い合わせ先】
技術監理局 契約制度課
TEL 093-582-2545